

## 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について（概要）

芦屋市では、待機児童の早期解消を図るため、認可保育所及び小規模保育事業A型の設置運営事業者（両方の施設を設置運営する事業者とする）（以下「事業者」という。）を募集します。

### 1 募集する場所

#### (1) 保育所

ア 地番 芦屋市浜芦屋町30番（現 芦屋ハートフル福祉公社）

イ 登記面積 1,321.81㎡

#### (2) 小規模保育事業A型

ア 地番 芦屋市精道町104番1

イ 床面積 約150㎡（芦屋市分庁舎建物内の一部）

### 2 開園年月日

(1) 保育所 平成32年4月1日

(2) 小規模保育事業A型 芦屋市分庁舎の供用開始日（平成31年1月予定）

### 3 土地・建物等の条件

#### (1) 保育所の土地について

（調整中）

#### (2) 建物について

##### ア 保育所

事業者が新設すること。既存建物等については、調整中

##### イ 小規模保育事業A型

#### (ア) 施設整備について

芦屋市分庁舎建物は市が整備するが、小規模保育事業A型部分については事業者が整備すること。

#### (イ) 賃貸料について

（調整中）

### 4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

(1) 保育所及び小規模保育事業A型の認可及び確認を希望していること。

(2) 保育所（保育所型認定こども園を含む）又は幼保連携型認定こども園の認可を受けた施設を3年以上運営していること。

(3) 「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件」（資料2-2）に示す条件を遵守できること。

### 5 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 役員が暴力団員であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。
- (3) 法人税，消費税，地方消費税，都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎として，施設整備に要する資金の他，運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合
- (5) 直近の会計年度において，3年以上連続して損失を計上している場合

## 6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は，事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール

「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール」（資料2-3）のとおり。

## 8 選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会による選定を踏まえ，芦屋市長が事業者を決定する。

選定方法は，「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の選定方法」（資料2-4）のとおり。